

山岡光広議員の賛成討論

意見書案第23号 水道事業の民営化・広域化を進める水道法改正に反対する意見書の提出について、賛成の立場から討論します。

水道法は、60年前の施行時から、貴重な水を大切に使うという理念をもって生まれ、「すべての国民に安全で安定した水の供給を行う」という生存権の保障を具現化する事業として発展してきました。

今回の水道法改正のポイントの一つが、コンセッション方式の導入です。意見書案にもありますように、コンセッション方式とは、施設は自治体が所有したまま、企業が運営権だけ得て、儲けていくことができる仕組みです。このコンセッション方式は、大阪市・奈良市で導入計画が議会に提案されましたが、いずれも否決されました。暮らしに直結する水道事業への民営化に対しては、多くの市民が疑問に感じ、公営での存続を願っています。

与党は、大阪北部地震による損壊を根拠に「老朽化対策」をすすめることを口実に水道法改正を狙っています。

確かに厚生労働省によると、40年の耐用年数を超えた水道管は、全国で14.8%。2016年度末の数字ですが。一方、更新率は0.75%。単純計算ですべて更新するのに130年かかるというわけです。こうした基盤整備を急ぐことは必要ですが、民営化で解決できるものでもありません。いま大事なことは、民営化ではなく、水道事業の担い手を育て、必要な財源を投じて、ライフラインを守ることではないでしょうか。

給水人口と給水量が減少していく中で、安全な水を安定的に供給する水道事業を維持し、確実に水道事業の更新と整備をすすめるためには、国が地方への財政支援を強めること、将来にわたって水道事業を維持できる技術者の確保と育成、技術と技能の継承を図ることが大事です。

よって本意見書は、国会で継続審査となっている水道法改正に強く反対する意思を表明するものです。

議員各位のご理解をいただき、本意見書が採択されますよう、お願い申し上げます。賛成討論とします。